



報 道 発 表 資 料

報道関係者 各位

令和 8 年 7 月 29 日

【照会先】

山形労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 那須 久美

室 長 補 佐 芳賀 洋子

指 導 係 横尾 皐月

(電話) 023-624-8228

「改正パートタイム・有期雇用労働法等説明会」 「改正ハラスメント対策等説明会」を開催します！

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則等（以下、パートタイム・有期雇用労働法施行規則等）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下、労働施策総合推進法）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、男女雇用機会均等法）が改正され、令和 8 年 10 月 1 日から施行されることを受け、山形労働局（局長 ^{しまだ ひろかず} 島田 博和）では、法に沿った対応を進めていただくため、改正内容についての説明会を開催いたします。

【改正パートタイム・有期雇用労働法等説明会】

- 1 内 容 パートタイム・有期雇用労働法施行規則等の改正ポイントや企業に求められる対応について
- 2 開催日時 令和 8 年 8 月 6 日（木）【受付終了】、8 月 20 日（木） 14：00～15：10
- 3 会 場 Web会議システム「Zoom」 各回 300 名（事前予約制、先着順受付）

【改正ハラスメント対策等説明会】

- 1 内 容 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正ポイントや企業に求められる対応について
- 2 開催日時 令和 8 年 9 月 7 日（月）、9 月 9 日（水） 14：00～15：20
- 3 会 場 Web会議システム「Zoom」 各回 300 名（事前予約制、先着順受付）

【添付資料】

資料 1 改正法説明会 リーフレット

資料 2 改正ポイントのご案内 リーフレット